

占冠村小規模多機能型居宅介護施設 「とま〜る」の概要

本年4月開設される施設の概要について、広報8月号でお知らせしましたが、利用対象者や利用料金など具体的な内容をお知らせします。

運営主体

この施設は、指定管理者制度により運営され、12月定例議会において、指定管理者が決定されました。

指定管理者名 社会福祉法人 占冠村社会福祉協議会
指定期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

利用対象者とサービス内容

この施設は「通い」(デイサービス)を中心に、必要に応じて、「訪問」(ホームヘルパー)や「宿泊」が利用できます。

「通い」や「訪問」の利用には、要介護認定が必要です。

対象者	サービス内容
介護認定者・要支援者1～2 ・要介護者1～5	「通い」「訪問」「宿泊」 食事
非介護認定者（一般高齢者）	「宿泊」 食事

◎65歳以上の高齢者も利用することができます。

村では、介護認定を受けていない方も利用できるように対象者を拡大しました。利用できる対象者は、65歳以上の方で、宿泊と食事が利用できます。



例えば、普段は家族と一緒に生活しているが、急用でおじいちゃんだけ留守番することに、心配なので、2・3日見守りしてもらえないかな・・・。

そんな時に、空きがあれば施設に宿泊することができます。希望により食事も可能です。ただし、65歳以上であれば、どなたでも利用できるわけではありません。利用前に関係書類を提出し、サービスの提供が必要と認められた方となります。

<非介護認定者（一般高齢者）が宿泊を利用する場合の料金例>

P9の利用料金の②食費と③宿泊費がかかります。

例1 1日宿泊を利用した場合（夕食、朝食を利用）

③宿泊費3,000円+②食費750円（夕食450円朝食300円）=3,750円

例2 2日宿泊を利用した場合（夕食、朝食、昼食、夕食、朝食を利用）

③宿泊費6,000円（2泊）+②食費1,950円（夕食450円×2、朝食300円×2、昼食450円）
=7,950円

利用料金

利用料金は以下のとおりです。

様々な組み合わせにより、①に②～③の料金が加算されます。

①サービスの利用料金（1ヶ月）

要介護状態区分によって1ヶ月の利用料金が定められています。

区分	1ヶ月単位数	補助率	補助金額	自己負担額
要支援1	4,498円	0.4	1,800円	2,698円
要支援2	8,047円	0.4	3,219円	4,828円
要介護1	11,505円	0.4	4,602円	6,903円
要介護2	16,432円	0.5	8,216円	8,216円
要介護3	23,439円	0.6	14,064円	9,375円
要介護4	25,765円	0.6	15,459円	10,306円
要介護5	28,305円	0.6	16,983円	11,322円

◎村では、村民の皆様が少しでも利用しやすいように、要介護状態に応じて利用料（自己負担額）の一部を助成します。（区分に応じて、利用料金の4割～6割を助成）

（例）要支援1の方は、利用料金4,498円のうち、1,800円が村助成、2,698円が自己負担となります。

※この料金表は、平成26年11月17日に作成したものです。介護給付費体系等の変更があった場合には、当該サービスの利用料金を変更することがあります。

②食費（1食につき）

朝食 300円
昼食 450円
夕食 450円

③宿泊費（1泊につき）

要介護者・要支援者 2,000円
一般高齢者 3,000円

④その他の費用

オムツ代 30円（1枚につき）
※その他必要なものは実費

<介護認定者が利用する場合の料金例>

例1 要支援1の方が、「通い」(デイサービス)を月に4回、食事(昼食)4回を利用した場合

①利用料金2,698円+②食費1,800円(昼食450円×4回)=4,498円

例2 要支援1の方が、「通い」(デイサービス)を月に4回、食費(昼食)4回の他に

宿泊1泊(食事1日分)を利用した場合

①利用料金2,698円+②食費1,800円(昼食450円×4回)

+③宿泊費2,000円+④食費1,200円(朝食300円+昼食450円+夕食450円)=7,698円

低所得者の負担限度額

◎村では、低所得者への負担軽減として、限度額を設けています。

限度額は以下のとおりです。(各所得段階で該当になる方は、表の宿泊費・食費の金額で計算されます。)

所得段階	内 容	宿泊費・食費の限度額	
		居住費(泊)	食費(日)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者など	820円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額合計が80万円以下	820円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない	1,310円	650円